

## 家畜保健所における病性鑑定実施状況(令和2年度)

令和2年度に当所が実施した病性鑑定件数は、865件でした。畜種別内訳では、牛が最も多く558件、ついで野生イノシシが157件、3番目に家きんが109件と続き、以下山羊・羊17件、野鳥15件、豚7件、蜜蜂2件の順となっています。

865件の内、その約9割にあたる770件は、国のサーベイランス、モニタリングに係わるもの、あるいは家畜の預託や導入に関連する検査で、残りの約1割(95件)は、病理解剖を伴う病性鑑定でした(表1)。

**表1. 令和2年度 病性鑑定実施状況**  
(件数)

畜種	解剖	検査	合計
牛	87	471	558
豚	3	4	7
家きん	4	105	109
山羊・羊	1	16	17
野鳥	0	15	15
イノシシ	0	157	157
蜜蜂	0	2	2
<b>合計</b>	<b>95</b>	<b>770</b>	<b>865</b>

最も多い牛について品種別でみると、検査は乳用種244件、肉用種227件とほぼ同数ですが、解剖では約8割(72件)を肉用種が占めていました(表2)。

**表2. 牛の品種別病性鑑定実施状況**  
(件数)

品種	解剖	検査	合計
乳用種	15	244	259
肉用種	72	227	299

令和2年度は、全国で高病原性鳥インフルエンザの発生がみられ、県下でも初の発生がありました。前回の全国的な発生があった平成28年度には、死亡野鳥の検査依頼が126件と急増したのに対し、今回は15件とそれほど増加はしませんでした。

これに対し野生イノシシの検査は、令和2年度も157件と依然多くみられています。これは、国の豚熱やアフリカ豚熱に対する対応方針による、積極的な状況調査等が影響していると思われます。

ここで、豚熱に関連して、養豚農家の病性鑑定依頼における苦勞を紹介したいと思います。養豚農家からの病性鑑定時には、まず豚熱を否定することが求められています。このため豚の病性鑑定時には、まずPCRによる豚熱の遺伝子検査を実施します。しかし、本県は豚熱ワクチンの接種地域となっており、PCR検査により豚熱の遺伝子が検出される場合があります。この場合、検出された遺伝子が野外のものかワクチン株由来のものであるかを判別する必要があります。この判別は、国の機関に依頼する必要があり、結果が出るまでに長い場合は3日ほどかかります。この間、依頼農家では豚の出荷や移動の自粛が求められます。このため、養豚農家では、豚熱を否定するような症例でも、病性鑑定を依頼する場合には、豚の移動や出荷がしばらくない時期を見計らって依頼をするなどの配慮が要されています。

(布藤)